

会報

2019 4 第26号

教育安全振興会会報

発行者 一般財団法人鹿児島県教育安全振興会
〒890-0064 鹿児島市鴨池新町7番4号（自治会館3F）
TEL (099) 206-1072 FAX (099) 206-1073
<http://kago-anzen.net/>

ご挨拶

理事長 川原 慎一



一般財団法人鹿児島県教育安全振興会として8年目を迎えました。この間、会員の皆様方には、当法人の事業の推進にあたり、深いご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

当法人は、基本方針として学校教育活動及びPTA活動の円滑な展開に寄与することを掲げ、「安全・安心な学校づくり」、「安全・安心な子どもの居場所づくり」をめざして、相互扶助の精神に基づき共済事業をはじめとして諸事業を実施しています。

平成31年1月現在、加入者は約25万6千人（PTA安全の部が約12万2千人、子ども安全の部Aコースが約11万9千人、子ども安全の部Bコースが約1万5千人）で、共済事業で交付した共済金は416件に対して約1千8百万円となっています。また、「AED」に関する研修会への助成事業では121単位PTA、ケータイ及びスマートフォンに関する研修会への助成事業では96単位PTA、「交通安全」に関する研修会への助成事業では23単位PTAに助成を行っています。

さらに、諸事業の説明を行う区域別単位PTA会長説明会を大島区域、熊毛区域等の9会場で実施しましたところ、多くの単位PTA会長等に参加していただきました。ご協力に感謝申し上げます。

2019年、前年度同様に4事業体系で事業を実施しますが、共済事業では利用者の負担軽減の観点から文書料を3,000円に増額するなど共済規程を一部変更して実施します。なお、区域別単位PTA会長説明会は鹿児島区域、南薩区域、始良・伊佐区域、北薩区域及び大隅区域で実施する予定で、実施2ヶ月前には開催場所等をお知らせしますのでご理解とご協力をお願いします。

本号では、共済事業についての理解を深めていただくため、共済事業に関する共済規程を掲載していますので、当法人への加入申込にあたって参考にさせていただきますようお願い申し上げます。なお、紙面の都合上、共済事業の実施に伴う諸様式（共済加入申込書など）は省略してありますので、学校に保管してある「共済事業手引書」を参考にしてください。なお、「共済事業手引書」等は当法人のホームページ（鹿児島県教育安全振興会で検索）にも掲載してありますのでご利用ください。

今後とも、会員の皆様のご支援をいただきながら、当法人の健全な運営に努めてまいりますので、諸事業の推進に一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたしますとともに、会員の皆様方のご健勝を心よりお祈りし、ご挨拶といたします。

2019年 事業体系・事業内容

《事業体系》

《事業内容》

健全育成事業

- ・家庭教育電話相談事業
「PTAすくすくライン」実施
- ・県校外生活指導連絡会への助成

研究大会等支援事業

- ・県外PTA研究大会等への支援

安全普及事業

- ・ケータイ及びスマートフォンに関する研修会等への助成
- ・「AED」に関する研修会等への助成
- ・「交通安全」に関する研修会等への助成

共済事業

- ・災害に対する共済金の交付

2019年 予算

(単位：千円)

1	基本財産	50,000
2	収支予算書	
	〔収入の部〕	
	基本財産受取利息	10
	特定資産受取利息	700
	会費収入	53,300
	前期繰越（見込）	43,000
	計	97,010
	〔支出の部〕	
	事業費	54,325
	（健全育成事業）	8,337
	（研究大会等支援事業）	2,297
	（安全普及事業）	7,620
	（共済事業）	36,071
	管理費	4,655
	次期繰越（見込）	38,030
	計	97,010

共 済 規 程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、PTA・青少年教育団体共済法第6条の規定により、共済事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(共済事業の種類及び区域)

第2条 共済事業は、PTA安全の部及び子ども安全の部とする。
2 共済事業を行う区域は主に鹿児島県内とする。

(共済期間)

第3条 共済期間は、加入手続きが6月30日までに完了した場合は、当該年の4月1日より当該年度末までの一年とする。
2 前項の規定に関わらず、追加加入手続きが7月1日以降の場合は、追加加入手続完了日(会費振込日)の翌日より当該年度末までとする。

(審査会の設置)

第4条 共済事業において、共済金の支払に関する審査を行うため、審査会を置く。
2 審査会の運営に関する事項は、別に定める。

第2章 PTA安全の部

(共済契約者の範囲)

第5条 共済契約者は、鹿児島県内の単位PTAの会長とする。

(被共済者の範囲)

第6条 被共済者は、単位PTAの会員である保護者、教職員及び第7条で規定するPTA活動の支援者とする。
2 前項の者のほか、単位PTAを組織する学校に在籍する児童生徒等の親族で、単位PTAの会長より、第7条で規定するPTA活動への代理参加が事前に認められた者とする。

(共済金の支払対象となる活動及び災害)

第7条 共済金の支払対象となる活動は、PTAが主催又は共催している行事、PTAが参加を計画した学校行事並びに他の機関・団体の行事におけるPTA活動とし、災害とは、PTA活動中の負傷若しくは負傷に起因する疾病、障害若しくは死亡、又はPTA活動中に起きた突然死とする。
2 前項のPTA活動には、被共済者がPTA活動に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路も含むものとする。
3 本条第1項に掲げるPTA活動の例は、次の表のとおりとする。

活動区分	活 動 内 容 例
(1) PTA が主催又は共催している行事	ア PTA行事 単位PTAの総会、役員会、委員会、学級PTA、地域PTA、研修会や市町村・県・九州・全国段階のPTA行事等 イ PTAが計画・実施する諸行事 奉仕作業、キャンプ、水泳、スポーツ大会、山のぼり、親子ソフト、交通安全指導、水泳監視、通学路点検、生活指導、土曜日の補習等
(2) PTA が参加を計画した学校行事	子どもの健全育成のためにPTAが積極的に参加する学校行事 運動会、学習発表会、体育祭、授業参観、教育懇談会等(教職員は除く。)
(3) PTA が参加を計画した他の機関・団体の行事	PTAが計画し、参加する他の機関・団体の行事 市町村体育協会、町内会、青年団、地域女性団体などが企画するスポーツ大会やレクリエーション行事等

(共済契約の締結の手続及び会費の収受等)

第8条 共済契約を締結しようとする単位PTAの会長は、毎事業年度開始前に、共済契約申込書(第1号様式)に所要事項を記入し、当会に提出しなければならない。

なお、共済契約申込書を当会が受け付けた日をもって共済契約締結日とする。

2 単位PTAの会員については、全員加入を原則とする。

3 本条第1項により共済契約を締結した単位PTAの会長(以下「PTA安全の部の共済契約者」という。)は、各年度の4月1日より6月30日までの間に、共済加入申込書(第2号様式の1)及び共済加入確認書(第2号様式の2)を当会に提出するとともに、会費を当会が指定する払込取扱票(受領証を含む。)で振り込むものとする。

4 PTA安全の部の共済契約者は、加入者名簿を作成し保管しなければならない。

5 会費の額は単位PTAごとに、PTA戸数に教職員数及び支援者数を加えた数に100円を乗じた額とする。

6 当会は、PTA安全の部の共済契約者より会費を受領したときは、これに対して、共済加入確認書を交付する。なお、共済加入確認書の記載事項については、第28条に規定する。

(被共済者の異動)

第9条 PTA安全の部の共済契約者は、6月30日までの会費振込後に被共済者の追加加入を申し込む場合は、追加共済加入申込書(第2号様式の3)及び追加共済加入確認書(第2号様式の4)を当会に提出するとともに、会費の全額を振り込むものとする。

2 会費振込後に被共済者が異動した場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 県外への転出者は、転出日より被共済者としての資格を失うものとする。

(2) 県内転出者は、引き続き当該年度末まで被共済者としての資格を有するものとする。

ただし、転出先の単位PTAが共済契約を締結していない場合は、転出日より被共済者としての資格を失うものとする。

3 前項の異動が生じた場合は、PTA安全の部の共済契約者は、異動届出書(第14号様式の1)を遅滞なく当会に提出するものとする。

(共済金の受取人)

第10条 共済金の受取人は、被共済者とする。ただし、受け取る共済金が死亡共済金の場合は、被共済者の法定相続人とする。

(共済金支払の制限)

第11条 次のいずれかに該当する場合は、共済金は支払わないものとする。

(1) 航空機、船舶、鉄道、バス等の公共輸送機関に搭乗中の交通事故の場合

(2) PTA安全の部の共済契約者又は、被共済者の故意又は重大な過失の場合

(3) 共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失の場合

(4) 被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為の場合

(5) 被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故の場合

① 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間

② アルコール、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

(6) 細菌性食中毒を除く食中毒の場合

(7) 地震、津波、噴火、法定伝染病などによる場合

(8) 核燃料物質(使用済燃料を含む。)若しくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む。)の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故の場合

(共済金の区分及び額)

第12条 当会は、被共済者が、共済期間中に第7条に規定するPTA活動中に災害を被った場合は、一災害につき、次の表に掲げる共済金の区分のうち、一区分の共済金を支払うものとする。

活動区分	共済金の区分	補償内容	共済金額
PTA活動中の災害によるもの	共済死亡	PTA活動中の負傷が直接の原因で死亡した場合及びPTA活動中に突然死亡した場合	200万円
	共済障害	PTA活動中の負傷が直接の原因で後遺障害が生じた場合	別表1に定める等級に応じた額
	負傷共済金	入院 PTA活動中の負傷若しくは負傷に起因する疾病が直接の原因で入院した場合	1日3,200円×入院実日数 (注)180日を限度とする。
	通院	PTA活動中の負傷若しくは負傷に起因する疾病が直接の原因で通院した場合	1日2,500円×通院実日数 (注)90日を限度とする。
(PTA活動中の交通事故を除く)によるもの	共済死亡	PTA活動中の交通事故が直接の原因で死亡した場合	100万円
	共済障害	PTA活動中の交通事故が直接の原因で後遺障害が生じた場合	別表1に定める等級に応じた額
	負傷共済金	入院 PTA活動中の交通事故が直接の原因で入院した場合	1万3千円(1回限り)
	通院	PTA活動中の交通事故が直接の原因で通院した場合	1万円(1回限り)

2 前項の規定に関わらず、一災害の共済金の支払限度額は、2,000万円とする。

一災害に複数の被共済者がいる場合で、個々人の共済金の支払額の合計が2,000万円を超える場合は、次の算式によって算出した共済金の額で支払うものとする。

$$1人当たりの共済金額 \times \frac{2,000万円}{1人当たりの共済金額の合計} = 共済金支払額$$

(千円未満は切捨て)

(注)1人当たりの共済金額は、前項により算出した共済金の額とする。

(災害の届出)

第13条 被共済者が第7条に規定する災害を被った場合は、PTA安全の部の共済契約者は、災害が発生した日からその日を含めて30日以内に、災害報告書(第3号様式の1)に行事計画書を添えて、当会に届け出なければならない。

2 当会が、災害報告書を受理した場合は、遅滞なく災害報告書の受理通知書(第3号様式の2)をPTA安全の部の共済契約者に交付するものとする。

(共済金の請求)

第14条 共済金の受取人は、次の表に掲げる共済金の区分に応じた期間内に、PTA安全の部の共済契約者を經由して共済金を請求するものとする。

共済金の区分	請求権発生日	請求期間
死亡共済金	死亡した日	請求権発生日から、その日を含めて30日以内
障害共済金	医療行為が完了し、症状が固定した日 ただし、災害が発生した日から3年を経過しても症状が固定しない状態にある場合は、災害発生日以降3年が経過した日	
負傷共済金	入院 治療完了日又は入院実日数が180日に達した日のいずれか早い日 通院 治療完了日又は通院実日数が90日に達した日のいずれか早い日	

2 前項の請求においては、共済金の区分に応じ、共済金支払請求書(第7号様式)に、次の表に掲げる書類を添えて提出するものとする。

提出書類	診断書 (第6号様式)	死亡報告書 (第4号様式)	死亡診断書 又は死体検案書の写し	障害報告書 (第5号様式)	障害診断書 及び障害の 程度の証明 書	その他当会 が必要と認 めるもの
共済金の区分						
死亡共済金		○	○			○
障害共済金	○			○	○	○
負傷共済金	○					○

3 障害共済金については、災害が発生した日から6か月を経過しても、なお、負傷又は疾病の医療行為が継続している場合は、治療経過を証明する診断書(第6号様式)を提出するものとする。

(共済金の支払)

第15条 当会は、共済金支払請求書を受理したときは、審査会において、第12条に基づき共済金支払の可否及び支払う共済金額等を審査し、決定する。

2 当会は、共済金支払請求書を受理した日から、その日を含めて60日以内に、PTA安全の部の共済契約者に支払の可否を文書で通知するとともに、共済金を共済金の受取人に送金する。

第3章 子ども安全の部

(共済契約者の範囲)

第16条 共済契約者は、鹿児島県内の単位PTAの会長とする。

(被共済者の範囲)

第17条 被共済者は、単位PTAを組織する学校に在籍する幼児、児童、生徒(以下「児童生徒等」という。)、教職員、並びにPTAが主催又は共催する活動のうち第18条第3項第3号で規定する特別団体(以下「特別団体」という。)の活動における指導者(以下「指導者」という。)とする。

(共済金の支払対象となる活動及び災害等)

第18条 共済金の支払対象となる活動は、学校教育外活動、学校教育内活動及び特別団体の活動とし、災害とは、これらの教育諸活動中の負傷若しくは負傷に起因する疾病、障害若しくは死亡、又はこれらの教育諸活動中に起きた突然死とする。

2 前項の教育諸活動には、被共済者が活動に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路も含むものとする。

3 本条第1項に掲げる教育諸活動の例及び被共済者の範囲は、次の表のとおりとする。

活動区分	活動内容例	被共済者
(1) 学校教育外活動	ア 単位PTA主催又は共催による行事、単位PTAが参加を計画した他団体から要請のあった行事、並びに当該単位PTA会長が参加を認めた活動 各種スポーツ大会、各種競技会、発表大会、夏季プール開放、キャンプ、海水浴、音楽会、土曜日の補習等	児童生徒等 教職員
	イ PTA行事やPTAが計画・実施した諸行事で、PTA会員の活動中において同行した児童生徒等の活動	児童生徒等
(2) 学校教育内活動	ア 教育課程に基づいて実施される諸活動 各教科 道徳 特別活動…学級活動・児童(生徒)会活動・クラブ活動・学校行事等 (学校行事) ⑦儀式的行事 ⑧学芸的行事 ⑨健康安全・体育的行事 ⑩旅行・集団宿泊的行事 ⑪勤労生産・奉仕的行事 総合的な学習の時間	児童生徒等 教職員
	イ 教育課程外の実施活動 部活動	
	ウ その他…休息・休憩時間中などでの活動等 エ 登下校中の事故 ※ 徒歩通学・自転車通学・単車通学は、学校の定めた通学路及び規定の範囲内とする。ただし、教職員の通勤中の事故は適用しない。	
(3) 特別団体の活動	単位PTA会長が認めた学校の部活動やスポーツクラブ等の青少年団体の活動	児童生徒等 教職員 指導者

(共済契約の締結の手續及び会費の收受等)

第19条 共済契約を締結しようとする単位PTAの会長は、毎事業年度開始前に、共済契約申込書（第1号様式）に所要事項を記入し、当会に提出しなければならない。

なお、共済契約申込書を当会が受け付けた日をもって共済契約締結日とする。

2 前項により共済契約を締結した単位PTAの会長（以下「子ども安全の部の共済契約者」という。）は、毎事業年度開始後、加入希望者から加入の意思が確認できるものを徴し、保管するものとする。

3 会費の額は、次のとおりとする。

(1) Aコース : 300円

児童生徒等、教職員

(2) Bコース（特別団体） : 400円

特別団体に属する児童生徒等及び教職員・指導者

4 子ども安全の部の共済契約者は、各年度の4月1日から6月30日までの間に、共済加入申込書（第8号様式の1）、共済加入確認書（第8号様式の2）、加入者名簿（第8号様式の3）を当会に提出するとともに、会費を当会が指定する払込取扱票（受領証を含む。）で振り込むものとする。

5 当会は、子ども安全の部の共済契約者より会費を受領したときは、これに対して共済加入確認書を交付する。なお、共済加入確認書の記載事項については、第28条に規定する。

(被共済者の異動)

第20条 子ども安全の部の共済契約者は、6月30日までの会費振込後に被共済者の追加加入を申し込む場合は、追加共済加入申込書（第8号様式の4）、追加共済加入確認書（第8号様式の5）、追加加入者名簿（第8号様式の6）を当会に提出するとともに、会費を振り込むものとする。

2 前項に定める会費の額は次のとおりとする。

(1) 追加加入日が9月30日以前の場合は会費の全額

(2) 追加加入日が10月1日以降の場合は会費の半額

3 会費振込後に被共済者が異動した場合の取扱い、次のとおりとする。

(1) 県外への転出者は、転出日より被共済者としての資格を失うものとする。

(2) 県内転出者は、引き続き当該年度末まで被共済者としての資格を有するものとする。

ただし、転出先の単位PTAが共済契約を締結していない場合は、転出日より被共済者としての資格を失うものとする。

4 前項の異動が生じた場合は、子ども安全の部の共済契約者は、異動届出書（第14号様式の2）を遅滞なく当会に提出するものとする。

(共済金の受取人)

第21条 共済金の受取人は、次に掲げる者とする。

(1) 被共済者が20歳未満の児童生徒等である場合は、被共済者の保護者とする。

(2) 被共済者が20歳以上である場合は、被共済者とする。

ただし、受け取る共済金が死亡共済金の場合は、被共済者の法定相続人とする。

(共済金支払の制限)

第22条 次のいずれかに該当する場合は、共済金は支払わないものとする。

(1) 航空機、船舶、鉄道、バス等の公共輸送機関に搭乗中の交通事故の場合

(2) むちうち症又は腰痛などで他覚症状のないものの場合

(3) 通常の登下校経路以外で発生した交通事故の場合

(4) 自転車又は原動機付自転車による交通事故で校長又は単位PTA会長の許可を得ていない場合

(5) 歩行又は自転車及び原動機付自転車による交通事故で、本人の過失による事故の場合

(6) 第18条における活動で、因果関係がはっきりとした急性の疾病は適用するが、野球肩、テニス肘、疲労骨折、椎間板ヘルニア等、急激・偶然・外傷の要件を満たさないスポーツ特有の障害の場合及び細菌性食中毒を除く食中毒の場合

(7) 定時制・単位制高校の自動二輪及び四輪車での登下校中の交通事故の場合

(8) 子ども安全の部の共済契約者又は、被共済者の故意若しくは重大な過失の場合

(9) 共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失の場合

(10) 被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為の場合

(11) 被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故の場合

① 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間

② アルコール、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

(12) 地震、津波、噴火、法定伝染病などによる場合

(13) 核燃料物質（使用済燃料を含む。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故の場合

(共済金の区分及び額)

第23条 当会は、被共済者が、共済期間中に第18条に規定する教育諸活動中に災害を被った場合は、一災害につき、次の表に掲げる共済金の区分のうち、一区分の共済金を支払うものとする。

ただし、第19条第3項のAコースについては、次の表中の活動区分(1)、(2)及び(3)を対象とし、Bコースについては、次の表中の(1)、(2)、(3)及び(4)を対象とする。

活動区分	共済金の区分	補償内容	共済金額
(1) 学校教育外活動中の災害によるもの (第18条第3項の表中(1))	死亡共済金	学校教育外活動中の負傷が直接の原因で死亡した場合	1,500万円
	特別弔慰金	学校教育外活動中に突然死亡した場合	330万円
	障害共済金	学校教育外活動中の負傷が直接の原因で後遺障害が生じた場合	別表2に定める等級に応じた額
	負傷共済金	学校教育外活動中の負傷若しくは負傷に起因する疾病が直接の原因で入院又は通院し、保険診療自己負担額1,000円以上の場合 学校教育外活動中の歯の負傷（欠損、破折等）で、歯科補てつが保険適用外の診療で行われた場合	療養に要した費用の4/10の額で20万円を限度額とする。 自己負担額で11万円を限度額とする。
(2) 学校教育内活動中の災害によるもの (第18条3項の表中(2))	死亡共済金	学校教育内活動中の負傷が直接の原因で死亡した場合	990万円
	特別弔慰金	学校教育内活動中に突然死亡した場合	330万円
	障害共済金	学校教育内活動中の負傷が直接の原因で後遺障害が生じた場合	別表2に定める等級に応じた額
(3) 交通事故（自損事故は除く。）によるもの	負傷共済金	学校教育内活動中の登下校時における負傷若しくは負傷に起因する疾病が直接の原因で入院又は通院し、保険診療自己負担額1,000円以上の場合 (登下校時のみで交通事故を除く。)	療養に要した費用の4/10の額で20万円を限度額とする。
	死亡共済金	第18条の活動中の交通事故が直接の原因で死亡した場合	300万円
(4) 特別団体の活動中の災害によるもの (第18条第3項の表中(3))	障害共済金	第18条の活動中の交通事故が直接の原因で後遺障害が生じた場合	別表2に定める等級に応じた額
	負傷共済金	第18条の活動中の交通事故が直接の原因で入院又は通院した場合	入院2万6千円（1回限り） 通院1万3千円（1回限り）
(1)の学校教育外活動中の災害によるものに準ずる。			

2 前項の規定にかかわらず、一災害の共済金の支払限度額は、1億5千万円とする。

一災害に複数の被共済者がいる場合で、個々人の共済金の支払額の合計が1億5千万円を超える場合は、次の算式によって算出した額を支払うものとする。

$$1人当たりの共済金額 \times \frac{1億5千万円}{1人当たりの共済金額の合計} = 共済金支払額$$

(注) 1人当たりの共済金額は、前項により算出した共済金の額とする。

(災害の届出)

第24条 被共済者が第18条に規定する災害を被った場合は、子ども安全の部の共済契約者は、災害が発生した日からその日を含めて30日以内に、災害報告書（第9号様式の1）に行事計画書を添えて、当会に届け出なければならない。

2 当会が、災害報告書を受理した場合は、遅滞なく災害報告書を受理通知書（第9号様式の2）を子ども安全の部の共済契約者に交付するものとする。

(共済金の請求)

第25条 共済金の受取人は、次の表に掲げる共済金の区分に応じた期間内に、子ども安全の部の共済契約者を經由して共済金を請求するものとする。

共済金の区分	請求権発生日	請求期間
死亡共済金 特別弔慰金	死亡した日	請求権発生日から、その日を含めて30日以内
障害共済金	医療行為が完了し、症状が固定した日 ただし、災害が発生した日から3年を経過しても症状が固定しない状態にある場合は、災害発生日以降3年が経過した日	
負傷共済金	治療完了日又は災害発生日から6か月を経過した日のいずれか早い日	

2 前項の請求においては、共済金の区分に応じ、共済金支払請求書（第13号様式）に、次の表に掲げる書類を当会に提出するものとする。

提出書類	診療状況書 (第12号様式)	診断書	死亡報告書 (第10号様式)	死亡診断書又は死体検案書の写し	障害報告書 (第11号様式)	障害診断書及び障害の程度の証明書	その他当会が必要と認めるもの
共済金の区分							
死亡共済金 特別弔慰金			○	○			○
障害共済金		○			○	○	○
負傷共済金	○						○

3 障害共済金については、災害が生じた日から6か月を経過しても、なお、負傷又は疾病の医療行為を継続している場合は、治療経過を証明する診断書のみを提出するものとする。

(共済金の支払)

第26条 当会は、共済金支払請求書を受理したときは、審査会において、第23条に基づき共済金支払の可否及び支払う共済金額等を審査し、決定する。

2 当会は、共済金支払請求書を受理したときは、その日を含めて60日以内に、子ども安全の部の共済契約者に支払の可否を文書で通知するとともに、共済金を共済金の受取人に送金する。

第4章 補則

(共済契約締結の代理等)

第27条 当会は、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行う者を置くことができる。

2 前項により委任できる業務は、次のとおりとする。

(1) 共済契約の締結の代理又は媒介及び解除

(2) 会費の収受又は返還

(3) その他共済契約に関する業務

(共済加入確認書の記載事項)

第28条 共済加入確認書には、次に掲げる事項を記載する。

(1) 当会の名称

(2) 団体の名称及び共済契約者の氏名

(3) 被共済者を特定するために必要な事項

(4) 共済期間の始期及び終期

(5) 共済契約締結日

(6) 共済加入確認書の作成日

2 前項の共済加入確認書には、当会の理事長が記名押印する。

(共済契約申込書の記載事項)

第29条 共済契約申込書には、次に掲げる事項を記載する。

(1) 申込者の名称、代表者の氏名、住所、連絡先

(2) 申込年月日

(3) 加入者の見込み数及び収受する会費の見込み額

(4) 担当者の氏名、役職、連絡先

2 前項の共済契約申込書には、申込者の代表者が署名し、又は記名押印する。

(費用の負担)

第30条 当会は、共済金を請求する際に添付する診断書及び診療状況書に要する費用を文書料として、共済金の受取人に支払うものとする。

2 前項の規定により、当会が支払う費用は、被共済者1人につき1回の災害について、3,000円を上限とする。

(共済金請求の代理)

第31条 被共済者に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべき被共済者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会に申し出て、当会の承認を得たうえで、被共済者の代理人として共済金を請求することができる。

(1) 被共済者と同居又は生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限る。）

(2) (1)に規定する者がいない場合、又は(1)に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、被共済者と同居又は生計を共にする三親等内の親族

(3) (1)及び(2)に規定する者がいない場合又は(1)及び(2)に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、(1)以外の配偶者（法律上の配偶者に限る。）又は(2)以外の三親等内の親族

(共済契約の無効)

第32条 共済契約者が共済金を不法に取得する目的又は第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結した場合には、共済契約は無効とする。

(共済契約者による契約の解除)

第33条 共済契約者は、当会に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができるものとする。

(重大事由による解除)

第34条 当会は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができるものとする。

- (1) 共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が、当会にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として災害を生じさせ、又は生じさせようとした場合
 - (2) 被共済者又は共済金を受け取るべき者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い又は行おうとした場合
 - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が、(1)及び(2)の事由がある場合と同程度に当会のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- 2 前項の規定による解除が、災害の発生した後になされた場合であっても、第36条の規定にかかわらず、前項の(1)から(3)までの事由が生じた時から解除がなされた時までには発生した災害に対しては、当会は、共済金を支払わないものとする。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当会は、その返還を請求することができる。

(被共済者による共済契約の解除請求)

第35条 次のいずれかに該当するときは、その被共済者は、共済契約者に対しこの共済契約を解除することを求めることができるものとする。

- (1) この共済契約の被共済者となることについての同意をしていなかった場合
 - (2) 共済契約者又は共済金を受け取るべき者に、前条第1項(1)又は(2)に該当する行為のいずれかがあった場合
 - (3) (2)のほか、共済契約者又は共済金を受け取るべき者が、(2)の場合と同程度に被共済者のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - (4) この共済契約の被共済者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- 2 共済契約者は、前項(1)から(4)までの事由がある場合において、被共済者から前項に規定する解除請求があったときは、当会に対する通知をもって、この共済契約を解除しなければならない。

(共済契約解除の効力)

第36条 共済契約の解除は、将来に向かってのみ効力を生じる。

(共済契約の失効)

- 第37条 共済契約者が会費を当会が指定する日（以下「払込期日」という。）までに払い込まなかった場合には共済契約は失効する。
- 2 当会は、払込期日までに共済金の支払事由が発生した場合においても、払込期日までに会費が払い込まれないときは共済金は支払わないものとする。

(会費の返還)

第38条 当会は、会費を受領した後に、次に掲げる返還する事由が生じた場合は、次のとおり会費を返還する。ただし、返還額が、返還の際の振込手数料を下回る場合は、返還しないものとする。

- (1) 異動により、被共済者としての資格を失った場合は、未経過期間に対し月割をもって算出した会費を返還する。
- (2) 共済契約が無効の場合には、当会は、会費の全額を返還する。ただし、第32条の規定により共済契約が無効となる場合には、会費を返還しない。

(3) 第33条の規定により、共済契約者が共済契約を解除した場合には、当会は未経過期間に対し月割をもって算出した会費を返還する。

(4) 第34条第1項の規定により、当会が共済契約を解除した場合には、会費を返還しない。

(5) 第35条第2項の規定により、共済契約者が共済契約を解除した場合には、当会は未経過期間に対し月割をもって算出した会費を返還する。

(死亡共済金受取人の変更)

第39条 共済契約締結の後、被共済者が死亡するまでは、共済契約者は、被共済者からの申し出により死亡共済金受取人を変更することができる。

2 前項の規定による死亡共済金の変更を行う場合は、共済契約者は、その旨を当会に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知が当会に到着した場合には、死亡共済金受取人の変更は、共済契約者がその通知を発したときにその効力を生じたものとする。ただし、その通知が当会に到着する前に当会が変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払った場合は、その後に共済金の請求を受けても当会は共済金を支払わないものとする。

4 本条第1項の規定により、死亡共済金受取人を被共済者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被共済者の同意がなければその効力は生じない。

5 死亡共済金受取人が被共済者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡共済金受取人の死亡時の法定相続人を死亡共済金受取人とする。

(会費の構成等)

第40条 会費は、共済掛金（共済事業とその付随事業に充当する。）と、その他の会費（共済事業とその付随事業以外の事業に充当する。）で構成する。なお、共済掛金の設定は別に定める。

(時効)

第41条 共済金を請求する権利は、共済金請求権が発生した日から3年間手続がなされないときは、時効によって消滅する。

(共済金の減額)

第42条 共済金の支払事由が、第三者の行為によって生じた場合において、当該被共済者が第三者の負担において損害賠償を受けたときは、その受けた額を減額することができる。

附 則

1 この規程は、鹿児島県教育委員会の認可のあった日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

事務局から

一般財団法人鹿児島県教育安全振興会に関するご質問、ご要望がありましたら事務局へご連絡ください。

(事務局)

鹿児島市鴨池新町7番4号（自治会館3階）

一般財団法人鹿児島県教育安全振興会事務局

TEL (099) 206-1072 FAX (099) 206-1073

<http://www.kago-anzen.net/>